



県市町村GX推進会議実務者会議

# J-クレジットに関する情報提供

株式会社エスプールブルードットグリーン

当社は株式会社エスプール（プライム市場上場）の子会社です

# 目次

1. 会社概要
2. 国内の最新動向
3. J-クレジットの概要
4. J-クレジットの先行事例

# 1.会社概要

# 会社紹介

## [グループミッション]

アウトソーシングの力で企業変革を支援し、  
社会課題を解決する



社会問題や付随する企業課題を、  
新たなビジネスで解決するソーシャルビジネスを推進

## [ESG評価]



ESG Rating  
「3.8」

(上位約20%に該当)



ESG Rating  
「A」



CDP Score  
「A-」

グループ会社

[事業持株会社 & 新規事業開発] 東証プライム (2471)  
(株)エスプール



## [人材派遣・アウトソーシング]

(株)エスプールヒューマンソリューションズ



## [障がい者雇用支援]

(株)エスプールプラス



## [通販発送代行]

(株)エスプールロジスティクス



## [販売促進支援]

(株)エスプールセールスサポート



## [採用支援]

(株)エスプールリンク



## [広域行政BPO]

(株)エスプールグローカル



## [事業承継支援]

(株)エスプールブリッジ



## [環境経営支援]

(株)エスプールブルードットグリーン



# ご支援実績

## —導入企業様（一部抜粋）—

### Consumer Goods



### Technology & Communication



### Resource Transformation



### Services



### Infrastructure



### Pharmaceuticals



### Transportation



### Financials





# 支援メニュー



当社では気候変動領域の開示支援を得意としておりますが、様々な社会的要請に個別にターゲットを絞り、オーダーメイド的に貴社の課題に寄り添ったアドバイザリー・代行支援を承っています。



TASK FORCE ON  
CLIMATE-RELATED  
FINANCIAL  
DISCLOSURES



GREENHOUSE  
GAS PROTOCOL



SCIENCE  
BASED  
TARGETS



Taskforce on Nature-related  
Financial Disclosures



ecovadis  
Business Sustainability Ratings

## 気候変動

情報開示

可視化

対策

認証取得

脱炭素移行計画 策定支援

証書/クレジット仲介支援

ISO14068認証取得支援

## 自然資本 生物多様性

情報開示

TNFD対応支援

CDP フォレスト回答支援

CDP 水セキュリティ回答支援

## サステナビリティ全般

情報開示

Ecovadis回答支援  
サステナビリティ情報開示支援

可視化

マテリアリティ特定支援

ESGレーティング対応支援



## 2. 国内の最新動向

# 気候変動対応に逆行するアメリカとネットゼロをすすめる日本

blue.  
green

- 2025年1月20日、トランプ米大統領がパリ協定から再離脱を発表。化石燃料推進を表明し、気候変動対策の国際的努力が後退。
- 一方の日本ではネットゼロに向けて脱炭素と経済成長を同時に実現していく取り組みを促進していくと声明を挙げた。



## トランプ米大統領、気候変動対策を進めるパリ協定から脱退

2025年1月20日、トランプ米大統領は**パリ協定からの再離脱**を発表し、大統領令に署名しました。これにより、気候変動対策の国際枠組みから撤退し、関連する資金拠出も中止されます。トランプ政権は、バイデン前政権の再生可能エネルギー政策を「気候過激主義」と批判し、**石油など化石燃料の掘削推進を表明**。この方針はエネルギー価格抑制を狙いますが、実際の効果は不透明で、パリ協定の温暖化抑制目標への国際的努力が後退する懸念が高まっています。



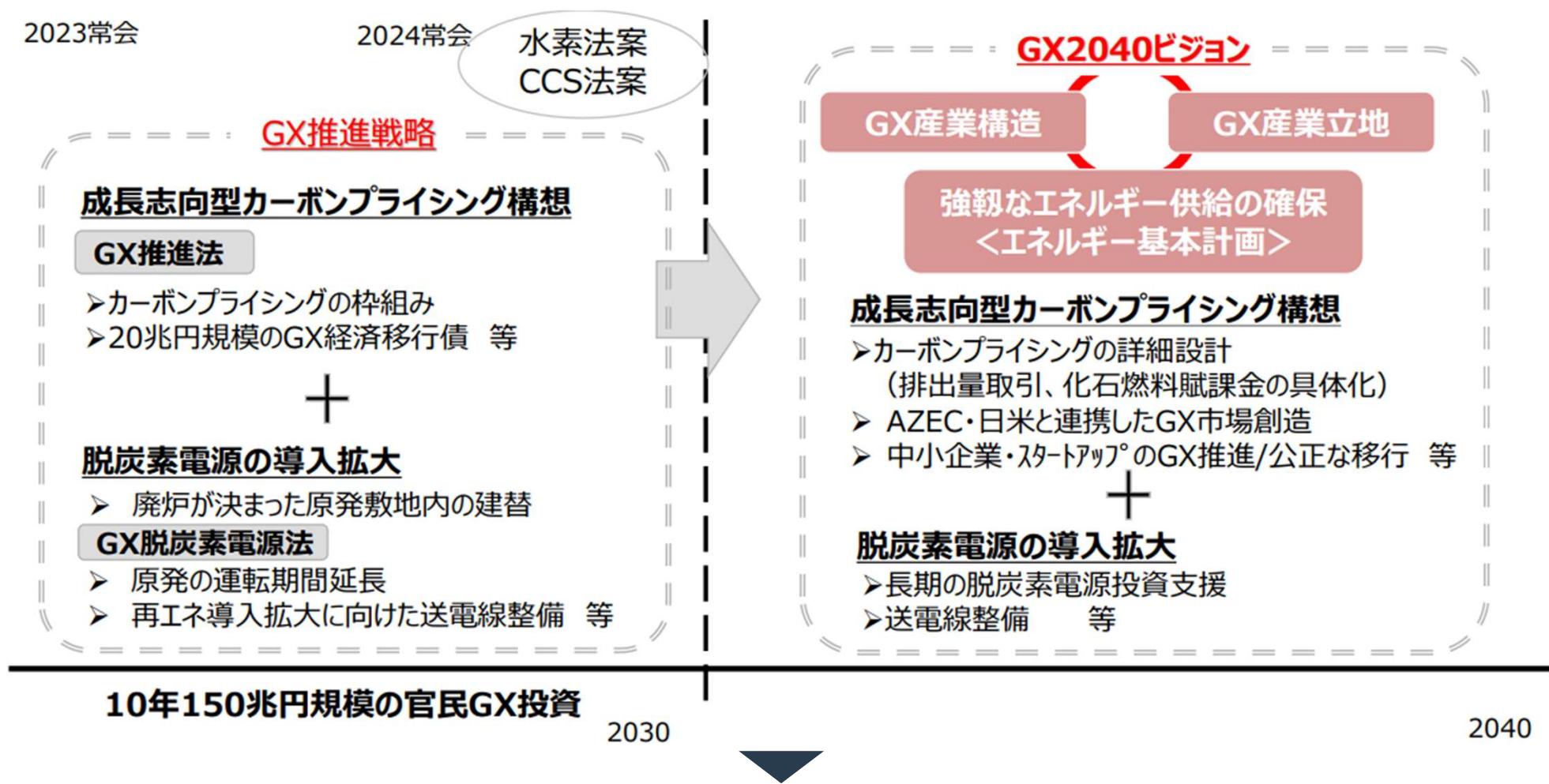
## 環境省、2050年ネットゼロの方向性は変えない

トランプ米大統領がパリ協定から離脱する大統領令に署名したことなどについて、浅尾環境大臣は閣議後の記者会見で「アメリカのパリ協定からの脱退のいかんにかかわらず**パリ協定を着実に実施することの重要性は損なわれていない**。脱退表明について気候変動問題を担当する私自身としては残念に感じているが、**わが国は2050年ネットゼロに向けた脱炭素と経済成長との同時実現を目指した取り組みを国を挙げて進めていて、この方向性は揺るぎがないものだ**」と述べました。

# 日本政府が新たに掲げる、GX実現に向けた「GX2040ビジョン」

blue.  
green

- ウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化、CNに必要とされる革新技術の導入スピードやコスト低減など、将来見通しに対する不確実性がますます高まっている。
- 既に始動しているGXの取り組みを2040年に向けて大きく飛躍させるための政策として「GX2040ビジョン」を示すこととした。

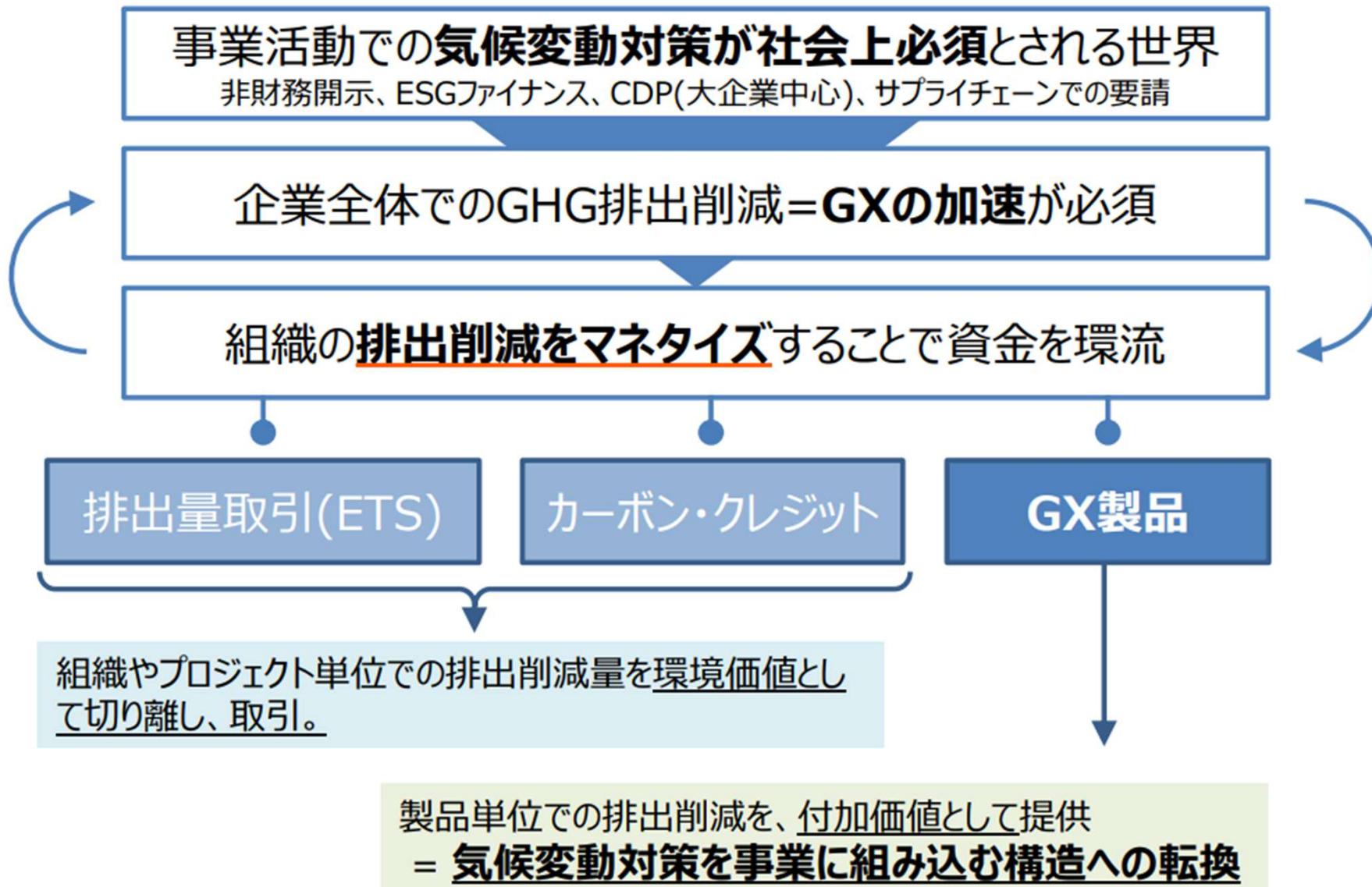


出来る限り事業環境の予見性を高め、日本の成長に不可欠な付加価値の高い産業プロセスの維持・強化につながる国内投資を後押しするため、産業構造、産業立地、エネルギーを総合的に検討し、より長期的視点に立ったGX2040のビジョンを示す。

出典：内閣官房「我が国のグリーントランジションの加速に向けて」

# GX推進による競争力向上の必要性

- 世界全体で脱炭素への取り組みが加速し、その成否が国家および企業の競争力に直結する時代に。
- 排出量削減によるマネタイズが生まれることによって、経済が好循環していく仕組みづくりが進められる。



# 2026年度から排出量取引制度（GX-ETS）が本格導入

- 日本では**2026年度**から、排出量取引制度（GX-ETS）の**本格導入**が予定されている。
- CO<sub>2</sub>の直接排出量が年間**10万トン以上**の企業が対象になるものの、制度の詳細は検討中。

## GX（グリーントランスフォーメーション）推進法の改正法が可決



2025年5月28日、参議院本会議で、CO<sub>2</sub>の直接排出量が年間**10万トン以上**の企業に対し、2026年度からの「排出量取引制度」への参加を義務づけることなどを盛り込んだ「GX推進法」の改正法が可決・成立。

経済産業省は、2026年度の本格稼働に向けて「排出量取引制度小委員会」を設置し、制度の詳細設計を推進中。具体的な検討項目は、**排出量の算定方法や各企業への排出枠の割当方式、価格の具体的な水準、運営体制**など。2025年末までの制度とりまとめ、2026年4月からの制度開始を目指している。

[閣法 第217回国会 28 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案. 衆議院. \(参照日2025年9月\)](#)

[第1回 産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 排出量取引制度小委員会 事務局資料. \(2025, July 2\). 経済産業省 GXグループ.](#)

### よく聞かれる質問や疑問点



#### 排出量取引制度（GX-ETS）ってそもそも何？

いつから、何を準備すればいいのか不安

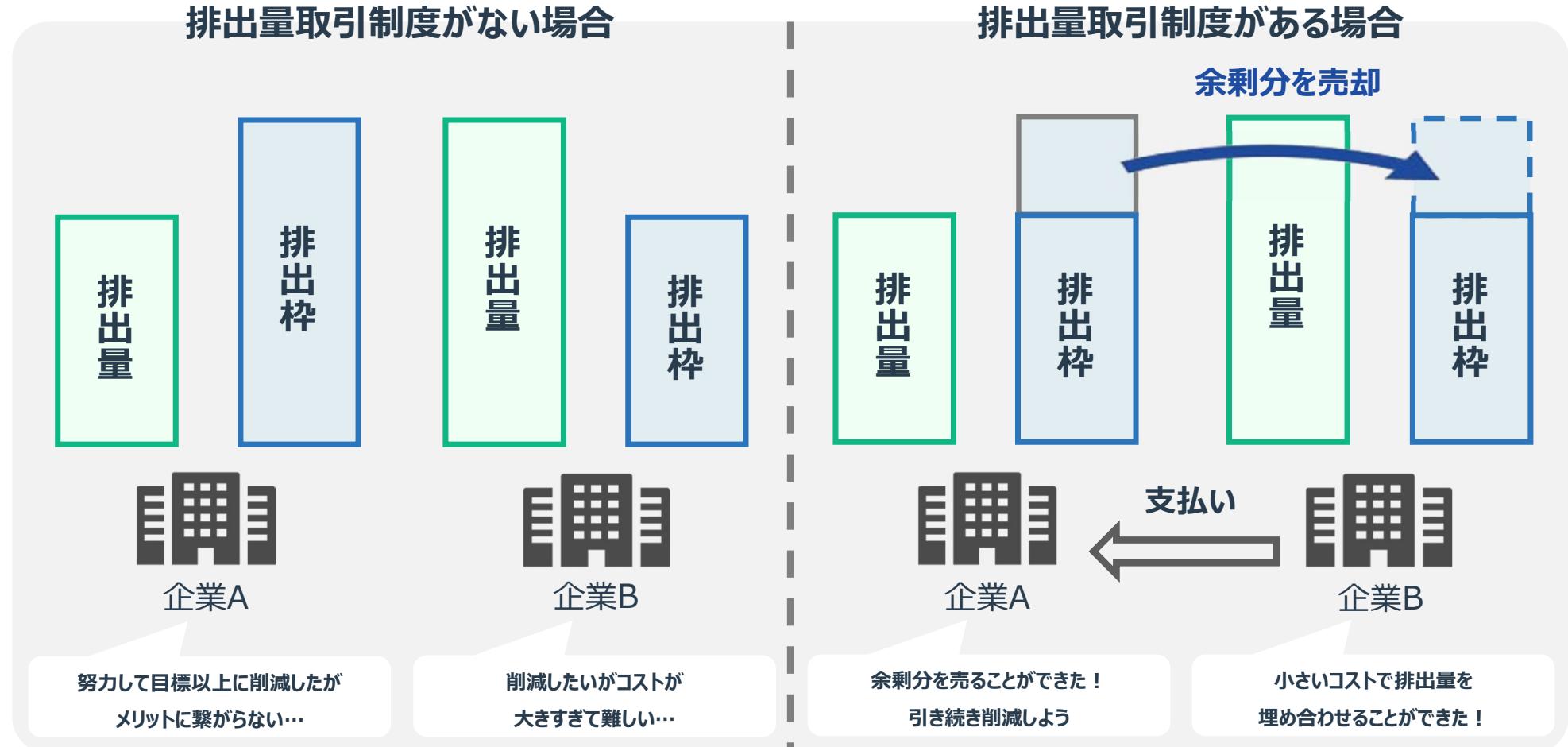
自社も制度の対象になるのかが分からない

対応するために具体的に何をすればいい？

排出量の算定や削減方法が分からない

# 排出量取引制度（GX-ETS\*）とは？

- 排出主体ごとの排出量の上限（キャップ）を決め、対象となる排出主体間で排出状況に応じて排出枠を取引（トレード）する制度のこと。
- この方式を**キャップ＆トレード方式**と言い、取引の結果として排出枠の炭素価格が決まる。

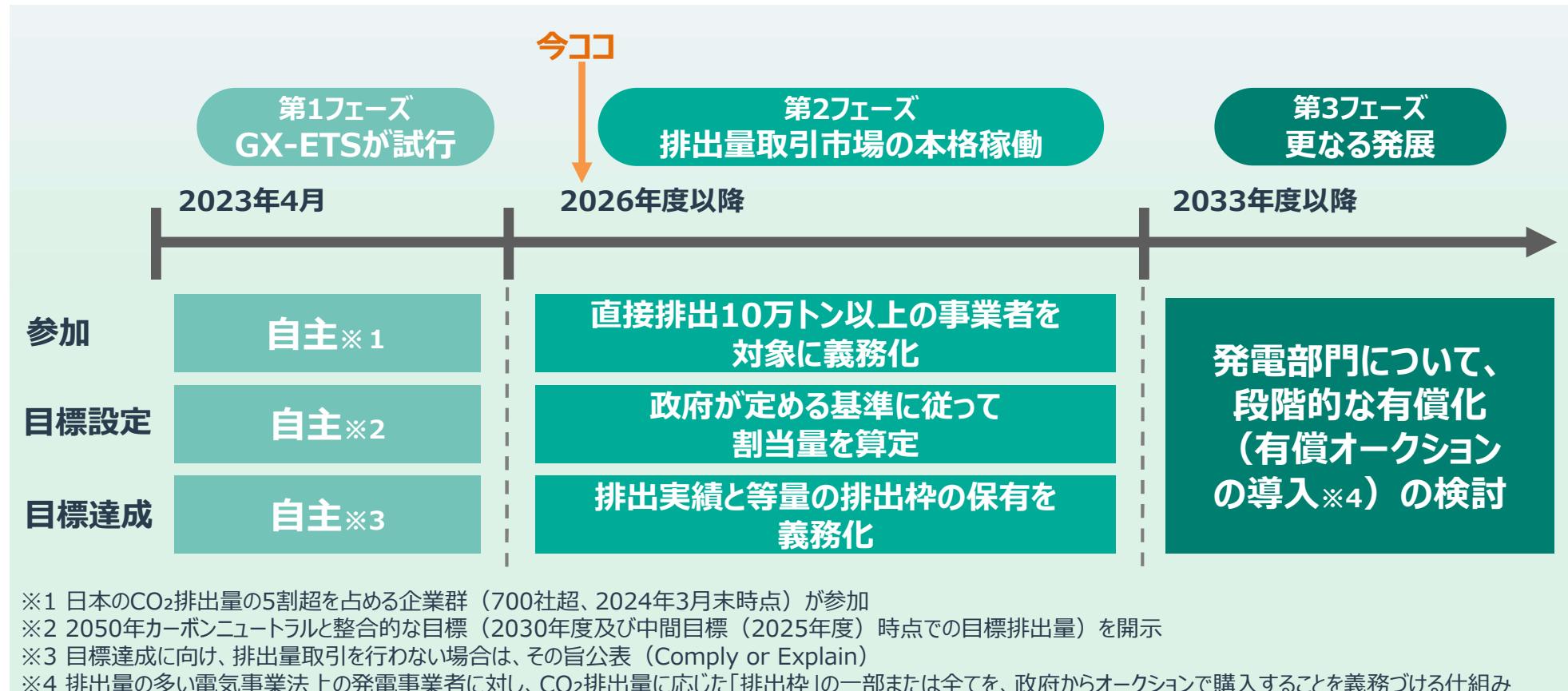


\* : GX-ETSは、「Green Transformation Emission Trading System」の略称。

# 日本における導入スケジュール

- カーボンニュートラルに向けて野心的に取り組む企業が参加するGXリーグにおいて、**2023年度より試行開始。**
- GXリーグにおける取り組み成果を踏まえ、**2026年度より排出量取引を義務化する予定。**

## 【排出量取引制度の段階的発展のイメージ】



### GXリーグとは

2050年カーボンニュートラルへの移行に向けた挑戦を果敢に行い、国際ビジネスで勝てる企業がGX（グリーントランフォーメーション）を牽引する枠組みのこと。こうした企業が官・学・金でGXに取り組むプレイヤーと共に、経済社会システム全体の変革のための議論と新たな市場の創造のための実践を行うことを目的としている

# 対象者と求められる対応・罰則

- 対象者には国が基準に従って算定した無償の排出枠が割り当てられ、それを超えた分は市場で購入する必要がある。
- 超過分の枠を購入しない場合には、**調達不足量に応じて罰金の支払いが求められる。**

## 制度対象者

- CO<sub>2</sub>の直接排出量が、前年度までの3ヶ年度平均で**10万トン以上**の事業者  
(**約300～400社**が対象、日本における温室効果ガス排出の**約60%**をカバー)
- 義務対象者である親会社等が、密接な関係にある子会社（義務対象者のみ）も含めて一体で義務を履行することも可能

## 求められる対応

### 【1】移行計画の策定

- 対象企業は2050年カーボンニュートラルの実現に向けた**排出削減目標**や、その他関連事項を含む**計画を策定・提出**  
→2030年度の直接・間接排出削減目標等の中長期的な排出量の見通しを国が集計・公表

### 【2】排出枠の保有義務

#### ①排出枠の割当ての申請

- ・政府指針に基づいて算出した排出枠の量を企業が割当申請
- ・申請に当たっては、第三者機関（登録確認機関）が割当量を確認

#### ②排出量の算定・報告

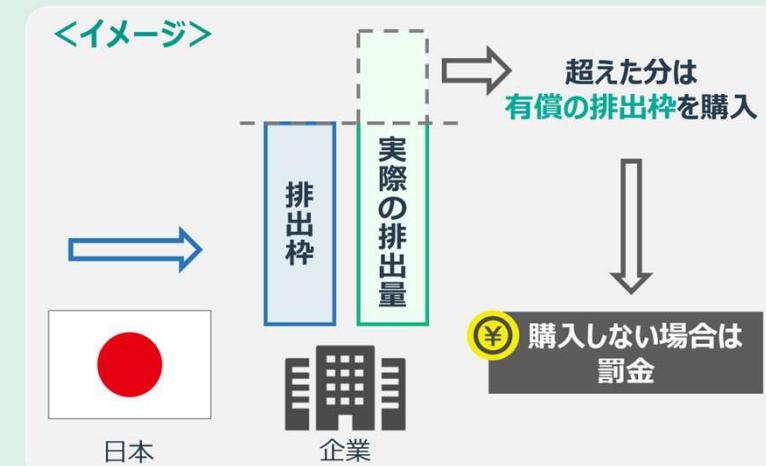
- ・企業は自らの排出量について、登録確認機関による確認を受けた上で、毎年度国に報告

#### ③排出枠の保有

- ・確認を受けた毎年度の排出実績と同量の排出枠を翌年度の1月31日に保有することを義務づけ

#### ④不履行時の扱い

- ・**保有義務の未履行分×上限価格の1.1倍の支払い**を求める



# 排出量取引制度における排出枠の上限価格の設定

- 2025年12月19日(金)に「第7回産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 排出量取引制度小委員会」が行われ、排出量取引制度における排出枠の上下限が設定された。
- 設定された上下限は、下限価格が1,700円/トン、上限価格が4,300円/トンとされた。

石炭・LNGの価格推移を踏まえて算定した燃料転換コストの推移における直近10年間(2016年以降)の中央値を参考し、4,300円/トンに設定

省エネJ-クレジットの高騰前の期間の平均価格を参考し、1,700円/トンに設定



## 排出量取引制度における排出枠

- 政府が設定した排出上限の下で配分・取得される価値で**単なるt-CO<sub>2</sub>の取引**
- 創出する上でのコストはゼロ

## J-クレジット

- 省エネ設備の導入や森林保護など、**排出削減活動等を通じて創出され、削減活動への経済的支援**という付加価値をもつ
- 創出する上では最低でも100万円かかる



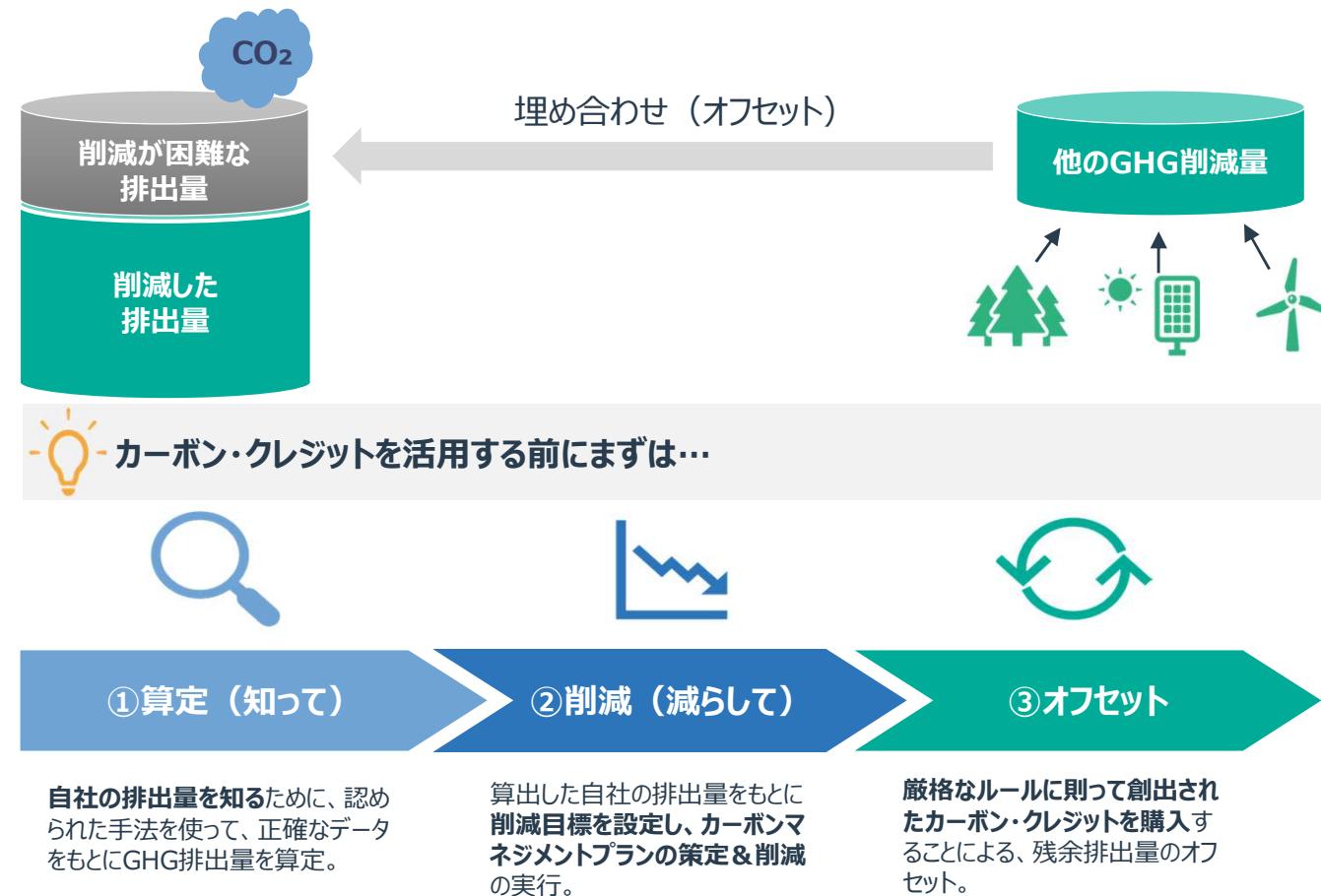
## Point

- 今回の排出枠の上下限の価格が、今後のJ-クレジットの取引においても影響を受ける可能性がある。
- 排出量取引制度とJ-クレジットの市場とでは、**制度の内容や市場背景などが異なることをご認識いただきたい。**

## 3.J-クレジットの概要

# カーボン・オフセットとは？

どうしても減らせないGHG排出量をカーボン・クレジットを購入することで埋め合わせ（オフセット）することを「カーボン・オフセット」と呼ぶ。



## Point

- カーボン・クレジットは大前提として、“企業努力ではどうしても削減しきれなかった排出量（残余排出量）”のオフセットのために使われるものであり、オフセットした排出量に関しては**「削減」と表現することはできない！**

# そもそもカーボン・クレジットとは

カーボン・クレジットとは、従来の見込まれていた二酸化炭素の大気中への排出量（ベースライン）と、より高効率な機械や再エネなどを導入したことによって二酸化炭素が削減・吸収された後の実際の排出量との差に生じる環境価値のこと。t-CO<sub>2</sub>（トンシーオーツー）という単位で取引される。



## Point

- 環境価値は「創出し売る人」と「購入する人」がいる
- 二酸化炭素の大気中への排出削減・吸収活動に価値が見いだされ、その価値を**カーボン・クレジット**として売買できる

# J-クレジットとは？

- J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO<sub>2</sub>等の排出削減量や、森林管理等によるCO<sub>2</sub>の吸収量を「クレジット」として認証する制度で、経済産業省・環境省・農林水産省が運営。
- J-クレジットは、現在**70超**の方法論が存在し、国内で最もメジャーなカーボンクレジット。



出所： [J-クレジット制度「J-クレジット制度について」](#)

# 方法論のご紹介（J-クレジット）

- クレジットは方法論に基づき創出される。主に、省エネ、再エネ、自然由来に大別でき、その中でいろいろな方法論がある。J-クレジットでは、現在は70程が登録されている。

## 省エネ系

EN-S-002  
ヒートポンプの導入



## 再エネ系

EN-R-002  
太陽光発電設備の導入



## 森林系

FO-001  
森林経営活動



## 工業系

IN-007  
バイオ炭使用型  
コンクリートの使用



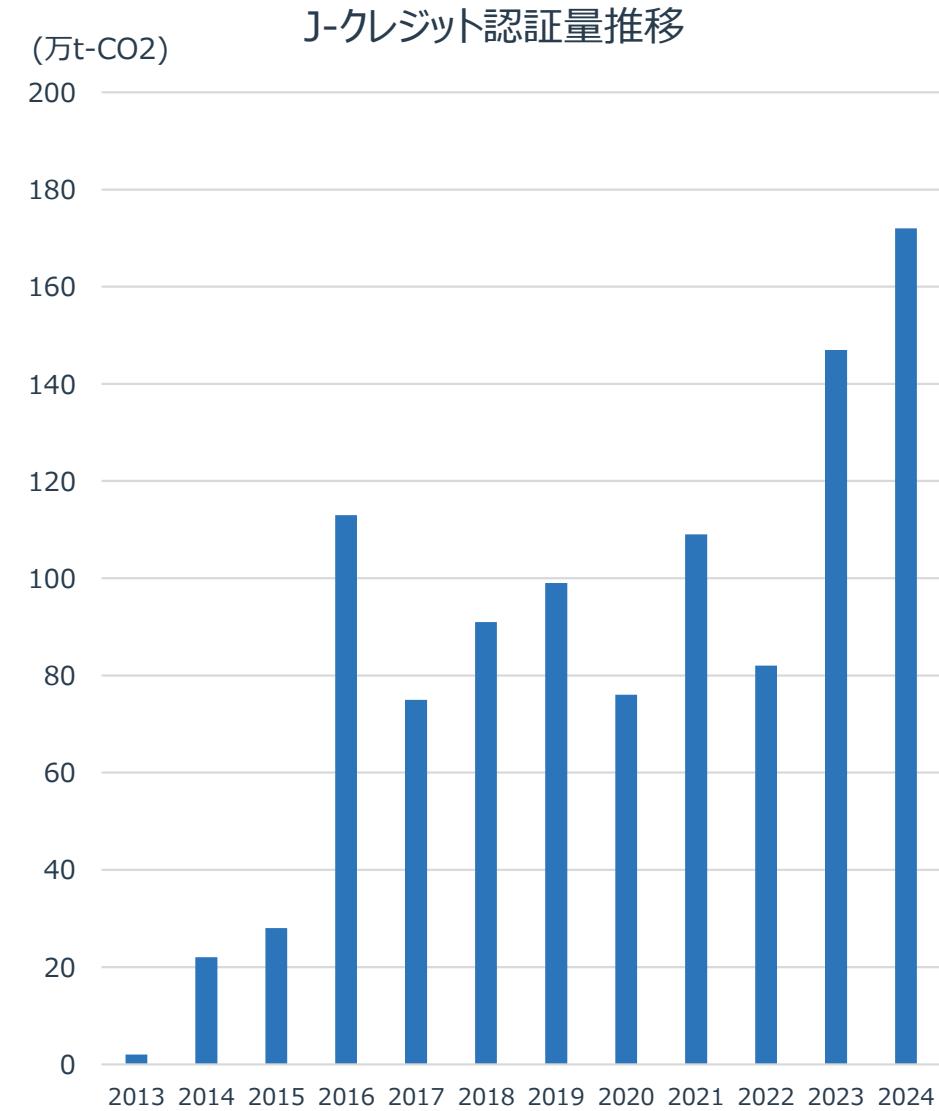
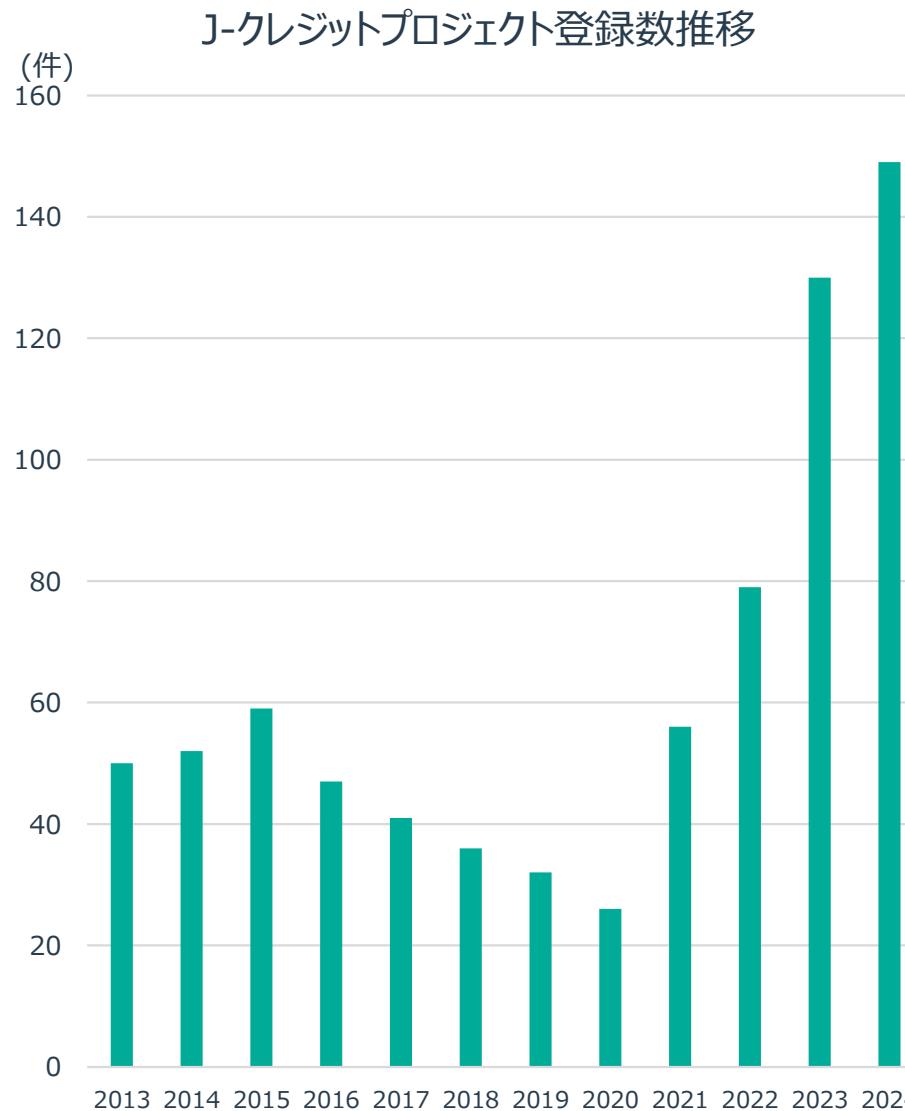
## 農業系

AG-005  
水稻栽培における  
中干し期間の延長



# J-クレジットの市場規模

- J-クレジットの市場規模に関して、プロジェクト登録件数およびクレジットの認証量は、年々増加傾向にある。

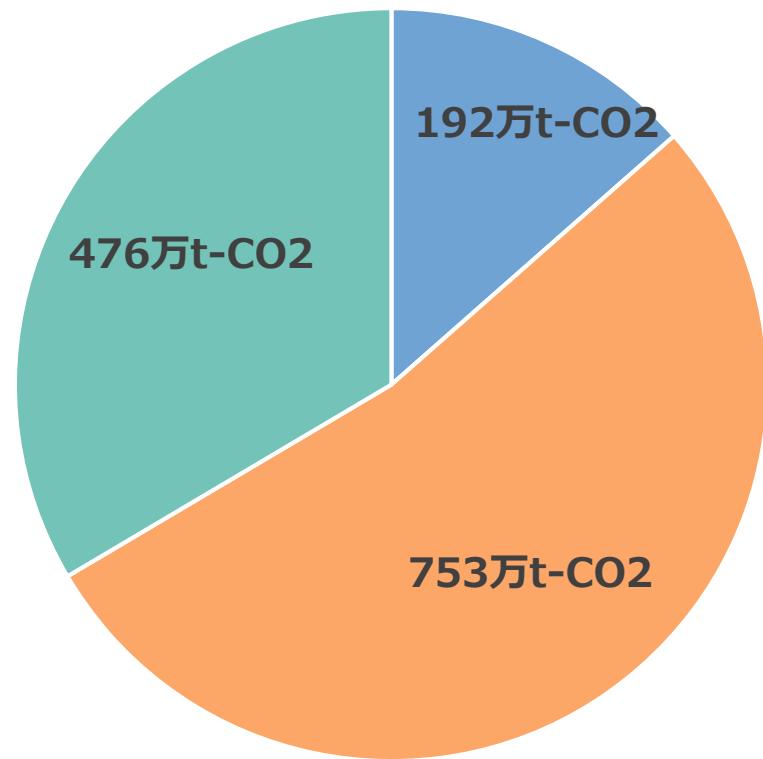


出所： J-クレジット制度事務局「J-クレジット制度について(データ集)」[https://japancredit.go.jp/data/pdf/credit\\_002.pdf](https://japancredit.go.jp/data/pdf/credit_002.pdf)

# 方法論別の創出量及び無効化・償却量

- J-クレジットの中で累計で**最も認証量が多いのは再エネ系の方法論**となっており、無効化・償却量についても2016年以降最多のは再エネ系のJ-クレジット。
- 無効化・償却量については、年々減少傾向にあり、2022年以降は、**特に省エネ系J-クレジットの無効化・償却量が減少**している。

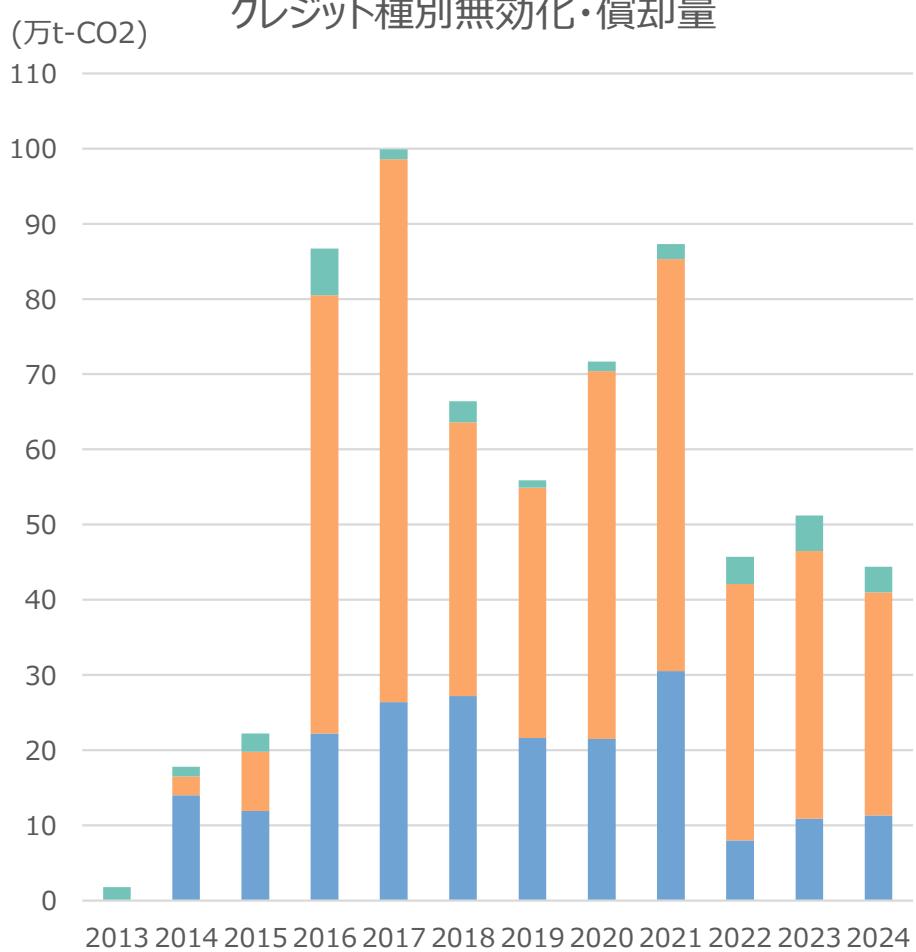
クレジット種類別認証量(累計)



■ 削減系(省エネ) ■ 削減系(再エネ系) ■ 吸収系

出所： J-クレジット制度事務局「J-クレジット制度について(データ集)」[https://japancredit.go.jp/data/pdf/credit\\_002.pdf](https://japancredit.go.jp/data/pdf/credit_002.pdf)

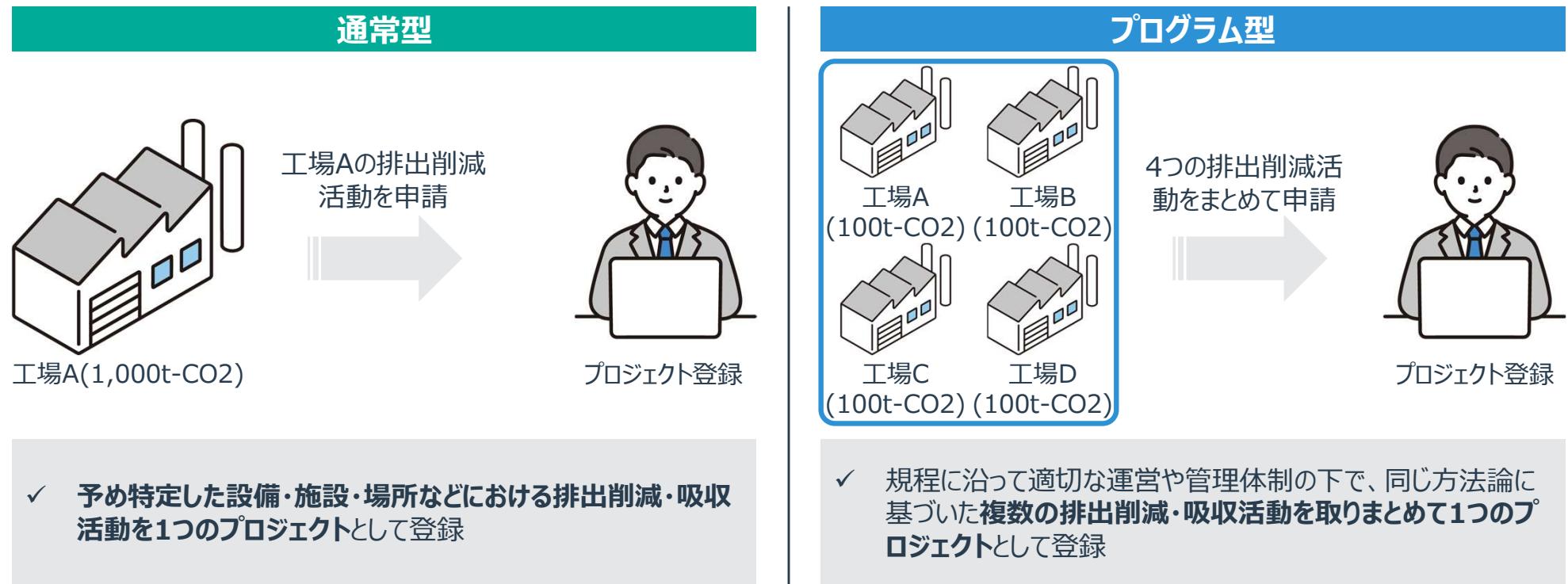
クレジット種別無効化・償却量



■ 削減系(省エネ) ■ 削減系(再エネ他) ■ 吸収系

# 「通常型プロジェクト」と「プログラム型プロジェクト」の違い

- J-クレジットを創る方法としては、「通常型」と「プログラム型」の2つの方法がある。
- 通常は、1つの排出削減・吸収活動をクレジットとして登録するが、活動が小規模であるため、創出量が少なく創出のコストを回収できないような場合に、複数の小規模な活動を1つに取りまとめて創出する「プログラム型」という方法がある。



## Point

- 1つの活動では創出量が少なく採算が合わない場合も、取りまとめることで大きなクレジット収益につながる。
- プロジェクト登録時には未計画な活動でも後から隨時追加してクレジット創出量を拡大していくことが可能。
- ただし、同一の方法論でなくてはならず、活動実施者の合意を得なければプログラム型に追加できない。

# 省エネ系クレジット

- 省エネ系クレジットでは「EN-S-001:ボイラーの導入」や「EN-S-002:ヒートポンプの導入」、「EN-S-006:照明設備の導入」などが主に利用される方法論。
- 省エネ系クレジットとして分類される方法論は全部で44個ある。

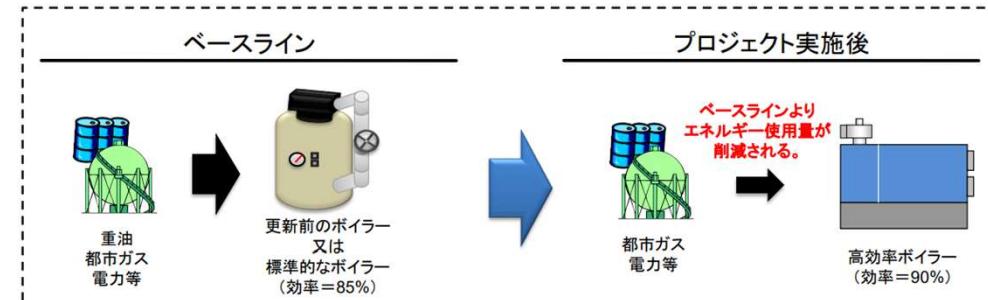
## 主要な省エネ系クレジットの方法論

方法論No	方法論
EN-S-001	ボイラーの導入
EN-S-002	ヒートポンプの導入
EN-S-004	空調設備の導入
EN-S-006	照明設備の導入
EN-S-007	コーチェネレーションシステムの導入

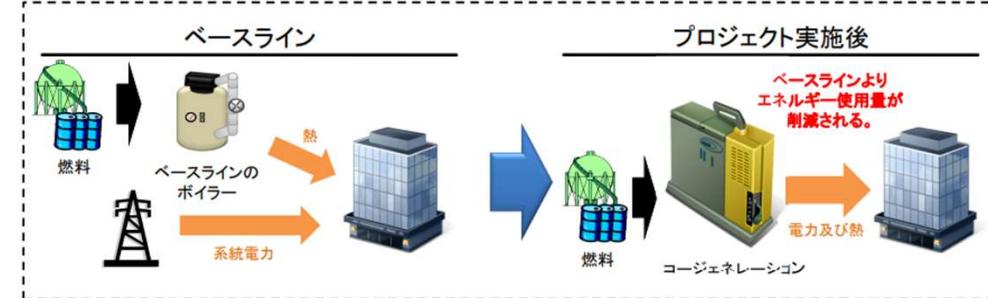
## 省エネ系クレジットの特徴

- 省エネ系クレジットの中で最も活用されている方法論は「EN-S-001」のボイラーの導入
- 活用方法としては、「カーボン・オフセット」や「省エネ法」で報告などに活用が可能

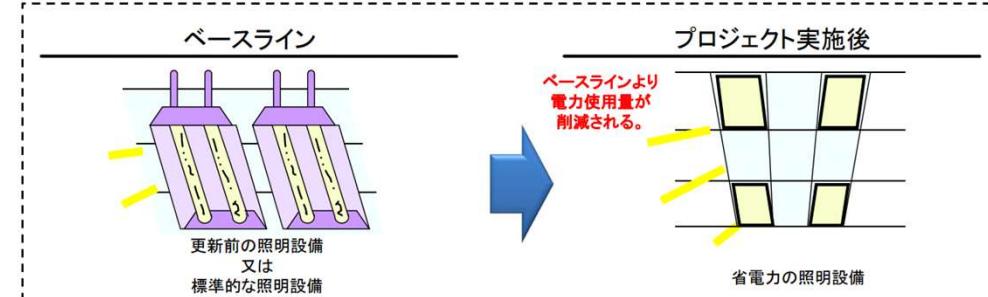
### EN-S-001：ボイラの導入



### EN-S-006：照明設備の導入



### EN-S-007：コーチェネレーションの導入



# 再エネ系クレジット

- 再エネ系クレジットでは「EN-R-001:バイオマス固体燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替」や「EN-R-002:太陽光発電設備の導入」などが主に利用される方法論。
- 再エネ系クレジットとして分類される方法論は全部で11個ある。

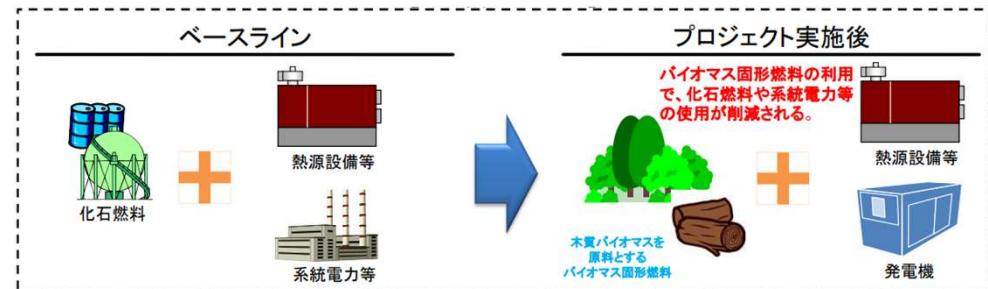
## 主要な再エネ系クレジットの方法論

方法論No	方法論
EN-R-001	バイオマス固体燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替
EN-R-002	太陽光発電設備の導入
EN-R-003	再生可能エネルギー熱を利用する熱源設備の導入
EN-R-005	バイオマス固体燃料(廃棄物由来バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替

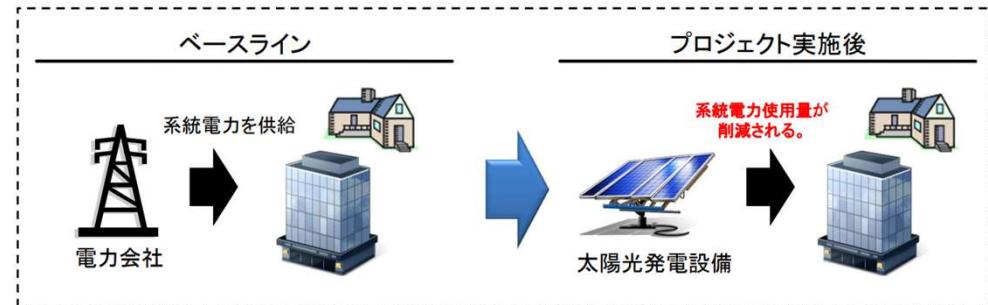
## 再エネ系クレジットの特徴

- 再エネ系クレジットの中で最も活用されている方法論は「EN-S-002：太陽光発電設備の導入」で、次いで「EN-R-001:バイオマス固体燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替」となっている
- 活用方法としては、「カーボン・オフセット」や各種インシアチブへの活用が可能。再エネ系クレジットは、「kWh」として、電力証書として、Scope2の削減にも活用が可能

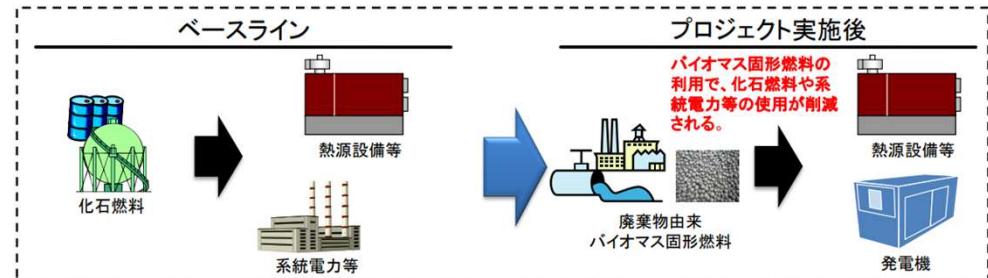
### EN-R-001 : バイオマス固体燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替



### EN-R-002: 太陽光発電設備の導入



### EN-R-003: 再生可能エネルギー熱を利用する熱源設備の導入



# 農業系クレジット

- 農業系クレジットでは「AG-005: 水稲栽培における中干し期間の延長」が主に利用される方法論。
- 農業系クレジットとして分類される方法論は全部で7つある。

## 主要な農業系クレジットの方法論

方法論No	方法論
EN-R-005	水稻栽培における中干し期間の延長

## 農業系クレジットの特徴

- 農業系クレジットの中で最も活用されている方法論は「AG-005：水稻栽培における中干し期間の延長」となっている。
- 「AG-004：バイオ炭の農地転用」は、2021年に新規で制定された方法論になりますが、バイオ炭の導入を検討している実施者の新たな販売収益として注目されている。

## AG-004：バイオ炭の農地転用



## AG-005：水稻栽培における中干し期間の延長



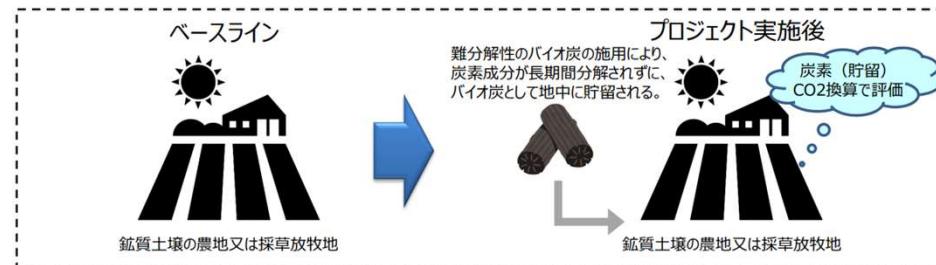
# バイオ炭を活用したJ-クレジットの方法論

- バイオ炭を活用したクレジットの方法論は、主に2つある。

## バイオ炭を活用した方法論

- ✓ AG-004：バイオ炭の農地転用
- ✓ IN-007：バイオ炭使用型コンクリートの使用

### (再掲)AG-004：バイオ炭の農地転用

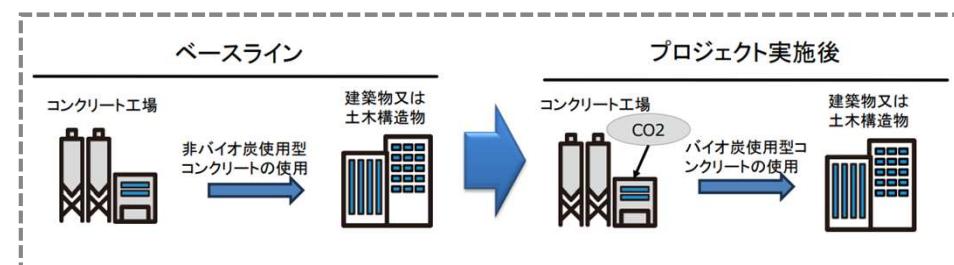


バイオ炭を農地土壤へ施用することで、炭素を土壤に貯留させ、本来であれば排出されるはずだったCO2排出量分をクレジット化する。  
本方法論では、すべてのバイオ炭を活用できるわけではなく、以下のような条件がある。

#### 条件

- ✓ 「農地」又は「採草放牧地」の土壤に施用すること。
- ✓ 施用するバイオ炭の炭素含有率及び、100年後の炭素残存率のデフォルト値が適用できる種類である。
- ✓ バイオ炭の原料は国産かつ、燃料や接着剤などが含まれないこと。

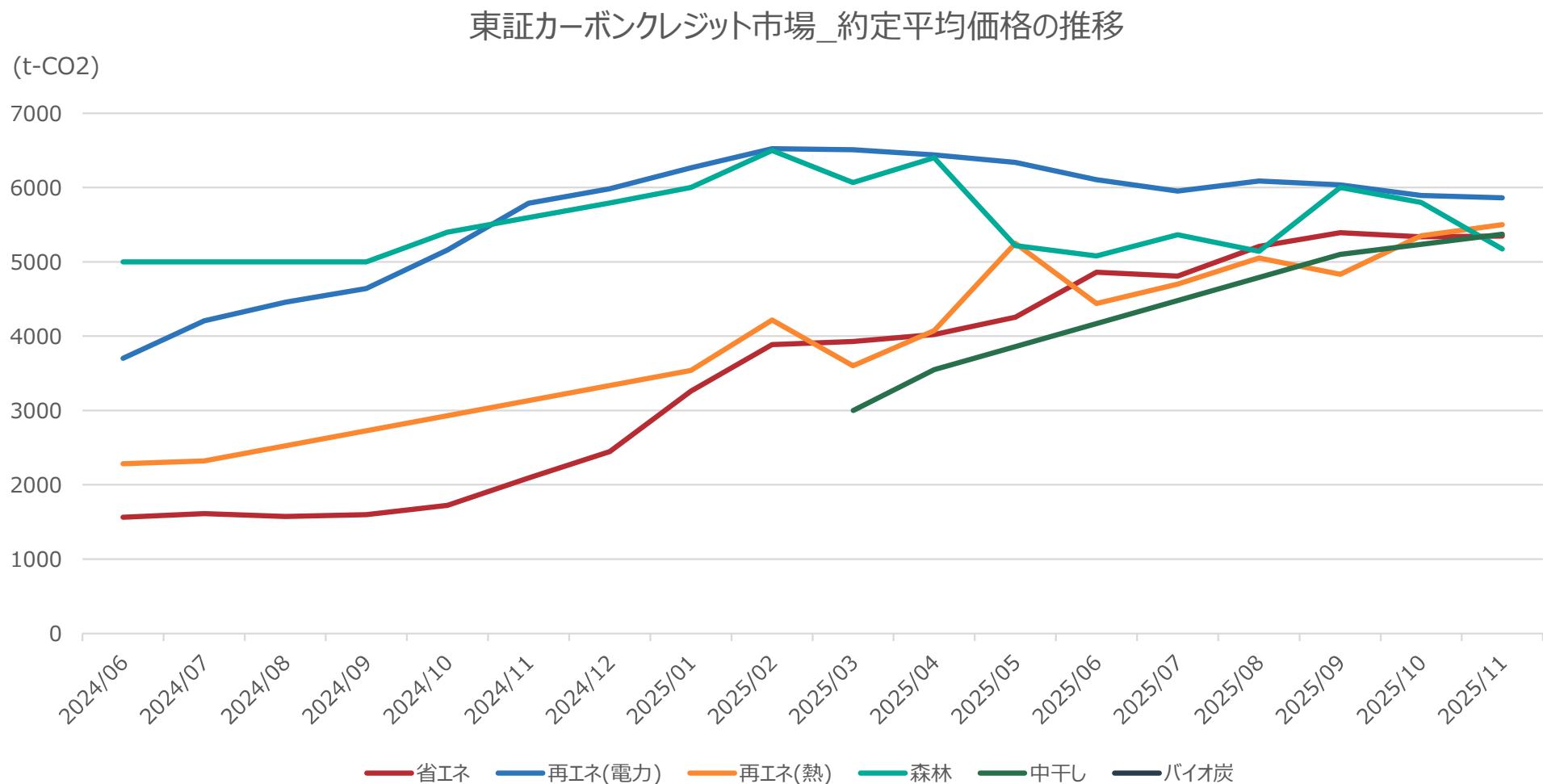
### IN-007：バイオ炭使用型コンクリートの使用



2025年8月8日に新たに制定された方法論。  
建築物又は土木構造物において、非バイオ炭使用型コンクリートの使用から、CO2を固定したバイオ炭使用型のコンクリートを使用することによるCO2固定量をクレジット化する。

# 価格の動向（国内J-クレジット）

- 東証カーボン・クレジット市場におけるJ-クレジットの価格相場は以下の通り。
- どの種類においても価格は上昇傾向はあるが、特に省エネJ-クレジットについては2025年10月1日時点で取引価格が5,400円前後であり、ちょうど1年前から約3倍の価格上昇となっている。
- 「中干し」と「バイオ炭」については、2025年1月より市場で新設されたが、どちらも取引数量は少なく、バイオ炭については新設されて以来、まだ取引はされていない



出所：日本取引所グループ「カーボン・クレジット市場日報」 <https://www.jpx.co.jp/equities/carbon-credit/daily/nlsgeu000006ltge-att/TradedPriceandVolume.pdf>

# J-クレジットの種別の選び方

J-クレジットは種類によって各種イニシアチブへの対応可能か異なる。

再エネ(電力/熱)J-クレジットは、証書としてScope2削減に利用が可能なため汎用性が高い。

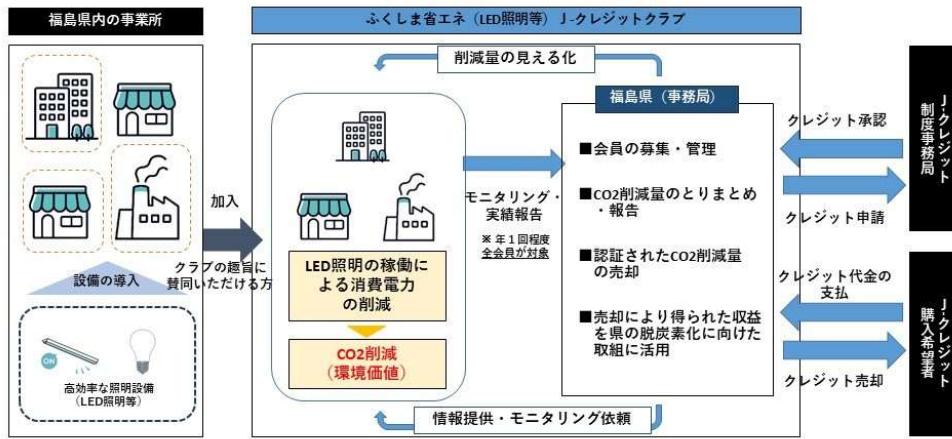
自主的なオフセットであれば、すべてのクレジットが使用可能。

	再エネ(電力/熱) J-クレジット	省エネ J-クレジット	森林 J-クレジット	農業系 J-クレジット
SBT	○	×	×	×
CDP	○	△	△	△
省エネ法 (共同省エネルギー事業)	×	○	×	×
省エネ法 (非化石エネルギー利用)	○	△	×	×
温対法	○	○	○	○
自主的なオフセット	○	○	○	○

## 4.J-クレジットの先行事例

# 省エネ系クレジットの先行事例

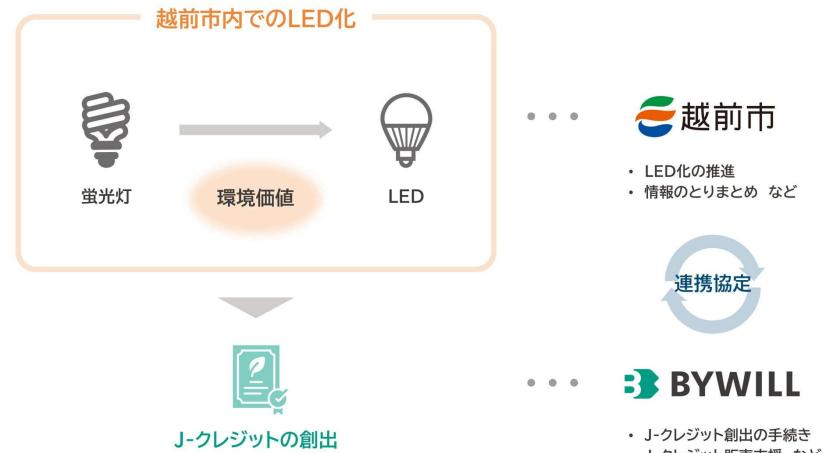
## 福島県 【EN-R-006: 照明設備の更新】



令和6年度に「ふくしま省エネ(LED照明)J-クレジットクラブ」を設立させ、福島県内の事業所から省エネ設備の更新などによる「環境価値」を福島県が取りまとめて、J-クレジット化する。  
創出されたJ-クレジットはの売却益は福島県の実施する脱炭素化に向けた取り組みの事業に活用。  
令和7年度よりモニタリング調査やJ-クレジット認証・売却の取り組みを実施する想定。

出典：福島県地球温暖化対策ポータル「ふくしま省エネ(LED照明等)J-クレジットクラブ」

## 福井県越前市 【EN-R-006: 照明設備の更新】



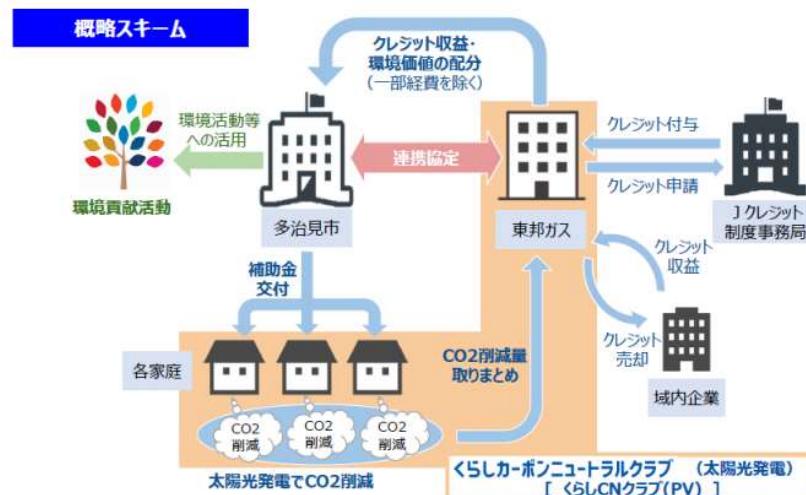
福井県越前市では、2021年8月にゼロ一カーボンシティ宣言を実施。私有街路灯や市施設のLED化などに取り組んでいる。令和5年度第1回環境審議会では、今後3年間で77施設(約3万灯)をLED化する計画があり、2024年に、株式会社BYWILLと連携協定を結び、市施設のLED化による環境価値をJ-クレジットに換え、販売収益を市内に還元し脱炭素を進める想定をしている。

出典：越前市 環境農林部 環境政策課「市の脱炭素の取組みについて」

# 再エネ系クレジットの先行事例

## 岐阜県多治見市

### 【EN-R-002:太陽光発電設備の導入】



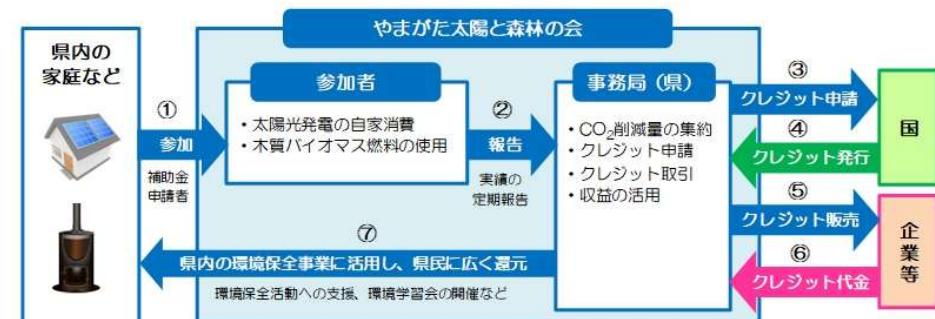
多治見市では、東邦ガス株式会社と連携し、太陽光発電システムなどから生み出される環境価値をJ-クレジットとして、市の環境政策に活用する取組みを実践。多治見市では、「新エネルギーシステム設置事業補助金」を利用して蓄電システムを設置した家庭の太陽光発電システムを対象に、そこから生み出されるCO2削減量を東邦ガス株式会社が取りまとめ、J-クレジットを創出している。創出されたJ-クレジットは地域内などへ売却され、売却益の一部は市へ配分され、環境政策へ活用されている。

出典：多治見市「家庭用太陽光発電設備等によるCO2排出削減量のクレジット化の協力」

## 山形県

### 【EN-R-001：バイオマス固体燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替】

### 【EN-R-002:太陽光発電設備の導入】



山形県では、「やまがた太陽と森林(もり)の会」に参加している木質バイオマス燃焼機器の利用や太陽光発電設備を導入することによる二酸化炭素の削減効果を山形県が取りまとめ、J-クレジットを創出している。

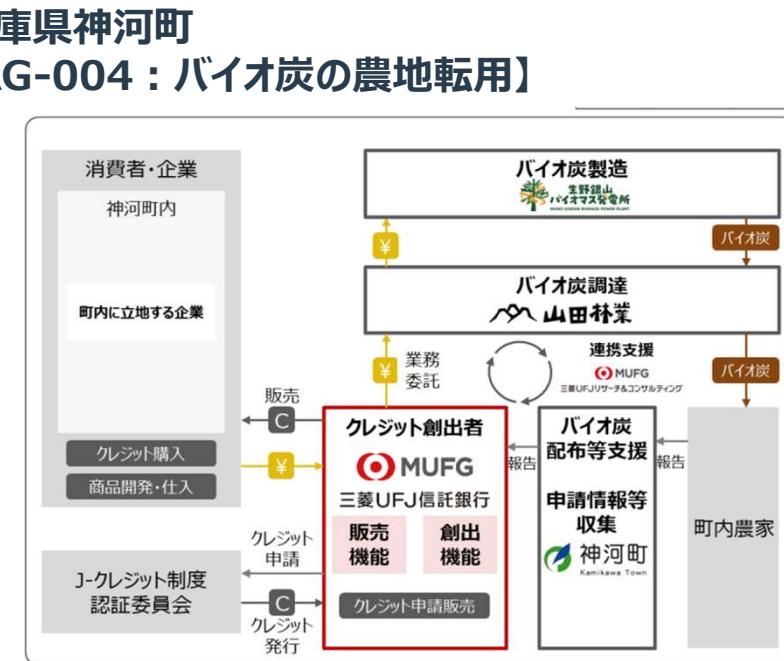
それぞれの令和6年度の実績としては、木質バイオマス燃焼機器由来クレジットでは、1,199件の参加者が集まり、677t-CO<sub>2</sub>のクレジットが創出された。太陽光発電設備由来のクレジットでは、4,190件から集まり、3,178t-CO<sub>2</sub>のクレジットが創出された。

出典：山形県「やまがた太陽と森林の会」

#### 農業系クレジットの先行事例



## 福島県会津坂下町 【AG-005：水稻栽培における中干し期間の延長】



福島県会津坂下町では、令和4年度に「グリーンな栽培体系への転換サポート」事業に取り組み、合わせて中干し延長についても実証を実施。令和6年度には、中干しの延長のプロジェクト実施者4社を招き、農業者向けの説明会を開催し、約50名が参加した。

令和6年度の実績として約18haの面積に3事業者が取組んだ。今後は、JAなどがプロジェクト登録や申請を支援・代行できる体制を整備し、取り組みの拡大と収入確保につなげていく方針。

出典：東北農政局生産部「水稻生産で取り組む環境負荷低減取組事例集」

2025年7月に兵庫県神河町、株式会社山田林業、三菱UFJ信託銀行株式会社の3者によるバイオ炭クレジットの創出実証を実施することが締結された。

生野銀山バイオマス株式会社から株式会社山田林業がバイオ炭を調達し、神河町の農地に施用することで年間約100t-CO<sub>2</sub>のカーボンクレジットが創出予定。創出されたクレジットは三菱UFJ信託銀行から神河町内の企業へ販売する仕組みである。

出典：三菱UFJ信託銀行株式会社「兵庫県神河町でのバイオ炭カードボンクレジット創出実証実施のお知らせ」



## 株式会社エスプールブルードットグリーン



<https://www.bluedotgreen.co.jp/>



03-6853-9418



info@bluedotgreen.co.jp

気候変動イニシアティブ会員



TNFDフォーラム参画メンバー



カーボンオフセット協会会員



サーキュラーパートナーズ会員



1. 本提案書に基づく弊社からのご提案については、貴社にてその採否をご判断ください。
2. 本提案書に記載のサービスはあくまでもアドバイザリーとしての情報提供でありますので、サービスによって提供された情報等のご利用にあたっては、ご利用前に貴社にてその採否をご検討・ご判断いただく必要があります。
3. 本提案書に記載の内容は、官公庁又は民間事業者等による各種刊行物、インターネットホームページ、プレスリリース等の情報に基づくものであり、弊社が信用に足り、かつ正確であると判断した情報に基づき作成しておりますが、弊社はこれらの記載内容について、その正確性・確実性・最新性について責任を負うものではありません。
4. 本提案書の著作権は弊社に属しておりますので、一部もしくは全部についていかなる手段・目的であれ、無断で複製または転送等されないようにお願ひいたします。